

2022年6月20日 全9頁

暗号資産に関する外為法改正

暗号資産交換業者に顧客の支払等が制裁対象でないか確認する義務を課す

金融調査部 主任研究員 金本悠希

[要約]

- 2022年5月10日、ウクライナ情勢を受け、暗号資産（仮想通貨）が経済制裁の抜け穴となることを防ぐ外国為替及び外国貿易法（外為法）の改正が施行された。
- 改正により、暗号資産交換業者には、顧客の支払等（暗号資産の移転）が経済制裁の対象でないかを確認する義務が課された。さらに、顧客の本人確認義務も課されたが、暗号資産交換業者は従前より犯罪による収益の移転防止に関する法律により本人確認義務が課されており、新たに本人確認が求められる場合は限定的と考えられる。
- 加えて、2022年6月1日以後の取引から、暗号資産交換業者は、3,000万円相当額を超える暗号資産の売買・交換の媒介等を行う場合、20日以内に政府に報告する義務が課された（月中の取引を一括して翌月20日までに報告することも可能）。

1. はじめに

2022年5月10日、暗号資産に関して経済制裁の実効性を強化するための外国為替及び外国貿易法（外為法）の改正が施行された（2022年4月20日に可決・成立、公布）¹。本稿では、改正の内容と暗号資産交換業者に求められる対応について解説する。

2. 改正の経緯

（1）外為法による経済制裁等

外為法は、日本と外国との間における「資金の移動」や「物・サービスの移動」等の対外取引に適用される法律である。適用対象の取引として、資本取引、役務取引、外国貿易等の対外取引と、これら取引を決済するための支払、支払の受領（支払等）がある。

外為法は、「対外取引が自由に行われることを基本としつつ、対外取引に対し必要最小限の管

¹ [法案等](#)、[関連政省令等](#)について財務省ウェブサイト参照。

理又は調整を行う」(外為法 1) としており、一定の取引や支払等は、事前に主務大臣(財務大臣及び経済産業大臣)の許可を得ることが義務付けられている²。主務大臣は、一定の者との取引や支払等について、許可の対象としつつ、實際上、許可を与えないことによって経済制裁の対象とすることができる。制裁対象者には、北朝鮮、イラン、シリア、イラク、スーダン、ロシア、ベラルーシ等の関係者等、様々な者が指定されている³。

さらに、外為法は(経済制裁とは別に)、統計作成や対外取引の実態把握を目的として、一定の取引や支払等を行った場合、その内容等を事後的に政府に報告すること(事後報告)を義務付けている。

(2) 改正の経緯と概要

2022年2月以降、財務省および経済産業省はウクライナを巡る国際情勢を受け、ロシア連邦・ベラルーシ共和国の個人・団体に対して一連の経済制裁措置を発動している⁴。そのような中、2022年3月11日に行われたG7首脳会合で、「ロシア政府及びエリート層、代理勢力、オリガルヒが、国際的な制裁の影響を回避あるいは相殺するための手段としてデジタル資産を活用することができないことを確保」し、「デジタル資産を用いて自身の富を拡大及び移転するロシアの不法行為者にコストを課す」ことが合意された⁵。

これを受け、暗号資産(仮想通貨)が経済制裁の抜け穴となるのを防ぐため、外為法を以下のように見直す改正がなされた⁶。原則として、**2022年5月10日**から施行されている。

- ①暗号資産交換業者に対して、顧客の支払等が許可(経済制裁)の対象に該当しないか等を確認する義務を課す。
- ②暗号資産交換業者が顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合において、顧客の本人確認義務を課す。
- ③一定の暗号資産に関する取引を資本取引とみなして外為法の規定を適用する。
- ④暗号資産交換業者が顧客等との間で資本取引に係る契約締結等行為を行う場合において、顧客等の本人確認義務を課す。
- ⑤暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を媒介、取次ぎ又は代理(媒介等)する暗号資産交換業者に対して、事後報告の義務を課す(2022年6月1日以後の取引から)。

² 許可とは別に、外国投資家による一定の対内直接投資は事前届出(審査あり)の対象とされている。拙稿「[外為法の対内直接投資審査制度のポイント](#)」(2021年4月15日付大和総研レポート)参照。

³ 制裁対象者のリストについて、[財務省ウェブサイト](#)参照。

⁴ ウクライナ情勢をめぐる一連の経済制裁措置について、[財務省ウェブサイト](#)参照。

⁵ [G7首脳声明](#)(2022年3月11日)(仮訳)参照。

⁶ 外為法の改正に関しては、FATF(金融活動作業部会)による第4次対日相互審査結果の公表(2021年8月)を受け、すでに2021年11月時点で、暗号資産取引を資本取引の対象に追加することや、暗号資産交換業者に顧客の暗号資産の移転が制裁対象に該当しないかを確認する義務を課すことなどが見直しの方向性として検討されていた([関税・外国為替等審議会 第49回外国為替等分科会\(2021年11月16日\)資料3](#)参照)。

3. 支払等に関する見直し

(1) 許可（経済制裁）に関する見直し

(ア) 改正前の制度

従前より、経済制裁措置として、外為法は一定の制裁対象者への支払やその者から支払を受けられることを主務大臣による許可の対象としている。具体的には、財務大臣又は経済産業大臣は、「日本から外国へ向けた支払」又は「居住者⁷による非居住者との間の支払又は支払の受領」で、以下に該当するものを許可の対象としている（外為法 21①、外国為替令（外為令）6①、支払等に関する告示⁸）。

- ①一定の制裁対象者（※1）に対する支払
- ②一定の制裁対象者（※1）による、日本から外国へ向けた支払
- ③一定の制裁対象者（※2）からの支払の受領
- ④一定の制裁対象活動（※3）に寄与する目的で行う取引又は行為に係る支払（・支払の受領）
- ⑤居住者による日本から外国へ向けた支払で、当該居住者が他の居住者又は非居住者と共同して設立する組合その他の団体によるロシア連邦における事業活動に充てるものなど（※4）

（※1）幅広い制裁対象者が指定されている。

（※2）一定の北朝鮮関連者のみ指定されている。

（※3）北朝鮮の核関連計画等へ貢献しうる活動と、イランの拡散上機微な核活動等が指定されている。前者については、支払の受領も含まれる。

（※4）2022年4月12日の告示改正（同年5月12日適用）で追加。

上記の支払・支払の受領（支払等）には暗号資産を移転する行為が含まれており⁹、従前より、上記に該当する暗号資産の移転は許可の対象となっていた。

上記の許可を受けないで支払等をした場合、3年以下の懲役若しくは100万円以下（違反行為の目的物の価格の3倍が100万を超えるときは、当該価格の3倍以下）の罰金又はこれらの併科の対象となる（外為法 70①三）。

(イ) 見直し

(i) 顧客の支払等が許可（経済制裁）の対象でないか確認する義務

改正により、暗号資産交換業者が顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合、暗号資産交換業者に対して、顧客の支払等が以下のいずれにも該当しないことを確認する義務を課すこととされた¹⁰（改正外為法 17 の 4、17、外為令 7）。

⁷ 居住者は、日本国内に住所又は居所を有する自然人及び日本国内に主たる事務所を有する法人を指し、非居住者は、居住者以外の自然人及び法人を指す（外為法 6①五・六）。居住者か否かの具体的な判定方法について、「外国為替法令の解釈及び運用について」6-1-5, 6 参照。

⁸ 正式名称は「外国為替及び外国貿易法第 16 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件」。

⁹ 2020 年 10 月 20 日の「外国為替法令の解釈及び運用について」（16-1 等）の改正で明確化された。

¹⁰ 条文上は、顧客の支払等が、許可の対象である特定資本取引、役務取引等、届出の対象である一定の対内直

- ①許可の対象である支払等
- ②許可の対象である資本取引に係る支払等（後述）

①は、支払等のため暗号資産を移転することが該当し、②は、暗号資産の売買・交換の媒介等のため暗号資産を移転することなどが該当する。

仮に顧客の支払等が許可の対象であれば、暗号資産交換業者は、許可を受けていることを確認した後でなければ、その支払等に係る暗号資産の移転を行ってはならない（改正外為法 17 の 4、17 一）。

暗号資産交換業者が、上記の確認義務や禁止に違反して暗号資産の移転を行った場合やその恐れがある場合は、是正措置や業務停止を命じられる可能性がある（改正外為法 17 の 4、17 の 2）。

（ii）顧客の本人確認義務

改正により、暗号資産交換業者には顧客の本人確認義務が課された（犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）の本人確認との相違について、後述 5. 参照）。具体的には、暗号資産交換業者は、以下の①②の両方を満たす暗号資産の移転（暗号資産移転取引）を行う場合、原則として、顧客の本人確認を行わなければならない¹¹（改正外為法 18 の 6、18①、外為令 7 の 2、改正外国為替に関する省令（外為省令） 8 の 2）。

- ①以下のいずれかに該当すること
 - (a) 顧客による、日本から外国へ向けた支払
 - (b) 居住者である顧客による、非居住者への支払
 - (c) 居住者である顧客による、非居住者からの支払の受領
- ②10 万円相当額を超えること

本人確認は、運転免許証の提示を受けるなど所定の方法により、以下の本人特定事項を確認する（改正外為法 18 の 6、18）。

- ①顧客が自然人の場合
 - 一 氏名、住所又は居所、及び、生年月日
- ②顧客が法人の場合
 - 一 名称、及び、主たる事務所の所在地

会社の代表者が会社のために暗号資産移転取引を行う場合など、現に暗号資産移転取引の任に当たっている自然人が顧客と異なるときは、その自然人についても本人確認を行わなければならない（改正外為法 18 の 6、18②）。

接投資等、承認の対象である貨物の輸入に係る支払等でないことの確認義務も課されている（改正外為法 17 の 4、17 三、外為令 7）。しかし、通常、これらの取引自体は暗号資産の移転を伴わないため、実際に該当するケースは限定的と考えられる。

¹¹ 開設の際に本人確認等が行われ、本人確認記録等を保存している（暗号資産の）管理口座における一定の取引などは、本人確認が不要（改正外為省令 8 の 2）。

暗号資産交換業者は、顧客が本人確認に応じない場合は、暗号資産の移転を拒否することができる。暗号資産交換業者は、本人確認を行った場合、本人確認記録を作成し、7年間保存しなければならない。暗号資産交換業者が、本人確認義務や本人確認記録の作成・保存義務に違反した場合、是正措置を命じられる可能性がある（改正外為法 18 の 6、18 の 2～18 の 4）。

（２）事後報告に関する見直し

従前より、以下の者は、支払等の額が 3,000 万円を超える場合、原則として、支払等の内容等を主務大臣に報告しなければならないとされている¹²（外為法 55、外為令 18 の 4、外国為替の取引等の報告に関する省令（報告省令）1①）。

- ①日本から外国へ向けた支払をした居住者又は非居住者
- ②外国から日本へ向けた支払の受領をした居住者又は非居住者
- ③日本又は外国において、非居住者との間で支払等をした居住者

前述の通り、支払・支払の受領には暗号資産の移転も含まれているため、従前より、上記に該当する暗号資産の移転を行った場合、報告義務が課されている。

報告義務が課される場合、報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合、6 カ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金の対象となる（外為法 71 二）。

改正により、2022 年 6 月 1 日から、以下の支払等は報告義務の対象から除外された（改正報告省令 1②一チ、附則 2）。代わりに、暗号資産交換業者に報告義務が課された（後述）。

居住者による支払等のうち、暗号資産の売買・交換に係る支払等で、暗号資産交換業者の媒介等によってされるもの

4. 資本取引に関する見直し

（１）資本取引に関する制度の概要

資本取引とは、主に資金の移動のみでモノ・サービスの移動を伴わない対外的な金融取引を指し、預金（金融機関以外へ資金を預ける場合や、資金を預かる場合を含む）、金銭の信託、金銭の貸借、債務の保証、対外支払手段の売買、金銭債権の売買、証券の取得・譲渡、証券の発行・募集、不動産の取得等が該当する（外為法 20）。

資本取引のうち、一定の制裁対象者との預金、金銭の信託、金銭の貸付等は許可の対象となる（外為法 21、外為令 11、改正前の資本取引に関する告示¹³）。許可を受けないでこれらの取引をした場合、3 年以下の懲役若しくは 100 万円以下（違反行為の目的物の価格の 3 倍が 100 万を超

¹² 貨物の輸出入に直接伴ってする支払等、一定の支払等は報告が不要（外為令 18 の 4、報告省令 1②）。

¹³ 正式名称は「外国為替及び外国貿易法第 21 条第 1 項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件」。

えるときは、当該価格の3倍以下)の罰金又はこれらの併科の対象となる(外為法70①七)。

また、資本取引のうち、一定の証券の取得・譲渡、証券の発行・募集、不動産の取得が事後報告の対象となる(外為法55の3、外為令18の5、報告省令5~13)。報告義務が課される場合、報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合、6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金の対象となる(外為法71三)。

(2) 一定の暗号資産取引を資本取引とみなす見直し

改正により、(居住者と非居住者との間の)以下の契約に基づく暗号資産の移転を求める権利の発生等に係る取引を、資本取引とみなして外為法の規定を適用することとされた(改正外為法20の2)。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①暗号資産の管理に関する契約 ②暗号資産の貸借契約 ③暗号資産を移転する義務の保証契約 ④暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に関する契約 |
|---|

(ア) 許可の対象の追加

前述のように、暗号資産に関する一定の取引が資本取引とみなされる。改正により、それらの資本取引のうち以下のものが許可の対象とされた(改正資本取引に関する告示一、三、四、九)。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①一定の制裁対象者(※1)との暗号資産の管理に関する契約で、居住者が暗号資産を受け入れないもの(※2) ②一定の制裁対象者(※3)との暗号資産の管理に関する契約で、居住者が暗号資産を受け入れるもの ③一定の制裁対象者(※1)に対する暗号資産の貸付契約 ④一定の制裁対象者(※3)からの暗号資産の借入契約等 ⑤暗号資産の貸付による対外直接投資で、ロシア連邦で行われる事業に係るもの等(※4) |
|--|

(※1) 幅広い制裁対象者が指定されている。

(※2) 居住者が外国の暗号資産交換業者と契約する場合で、その暗号資産交換業者が制裁対象者に指定されている場合が該当すると考えられる。

(※3) イラク前政権の高官等のみが指定されている。

(※4) 2022年4月12日の告示改正(同年5月12日適用)で追加。

暗号資産交換業者は、顧客の暗号資産の管理を行ったり、顧客に暗号資産を貸し付けたりする場合など、上記のいずれかに該当する場合、顧客等が制裁対象者であれば許可の対象になる。

(イ) 顧客の支払等が許可の対象でないか確認する義務

3.(1)(イ)(i)で前述したように、改正により、暗号資産交換業者が顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合、その支払等が、許可の対象である資本取引に係る支払等でないかを確認

する義務が課されることとされた（改正外為法 17 の 4、17 二）。

そのため、暗号資産交換業者は、例えば、顧客が暗号資産の貸付を行う場合、その貸付が許可の対象でないか（相手先が制裁対象者でないか）を確認する義務が課される。

（ウ）顧客の本人確認義務

改正により、暗号資産交換業者は、顧客と以下の契約を締結する場合、原則として、顧客の本人確認義務が課されることとされた（改正外為法 22 の 2、改正外為令 11 の 5①④）（犯収法の本人確認との相違について、後述 5. 参照）。

- ①非居住者である顧客の暗号資産を管理する契約
- ②非居住者である顧客に暗号資産を貸し付ける契約
- ③非居住者である顧客と暗号資産を売買・交換する契約（10 万円相当額以下の単発のものを除く）
- ④非居住者である顧客が居住者との間で暗号資産の売買・交換することを媒介等する契約（10 万円相当額以下の単発のものを除く）
- ⑤居住者である顧客が非居住者との間で暗号資産の売買・交換することを媒介等する契約（10 万円相当額以下の単発のものを除く）

ただし、以下の場合など、本人確認済みの顧客との間の行為の場合、本人確認義務は課されない（改正外為令 11 の 5①②、外為省令 12 の 4）。

- ◇暗号資産交換業者が顧客についてすでに本人確認を行っており、本人確認記録を保存している場合で、以下のいずれかの方法ですでに本人確認を行っていることを確認（※）した場合
- (a) 預貯金通帳など、顧客が本人確認記録に記録されている顧客と同一であることを示す書類その他のものの提示又は送付を受ける方法
 - (b) 顧客しか知り得ない事項など、顧客が本人確認記録に記録されている顧客と同一であることを示す事項の申告を受ける方法

（※）顧客と面識がある場合など、顧客が本人確認記録に記録されている顧客と同一であることが明らかな場合は、すでに本人確認を行っていることを確認したものとすることができる。

改正により、改正の施行（2022 年 5 月 10 日）以後は外為法に基づく本人確認が必要となるが、上記の例外措置に関して経過措置が設けられているため、本人確認が不要となる場合がある。具体的には、施行前に犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）に基づく取引時確認を行い、記録を保存している場合は、外為法上の本人確認を行い、本人確認記録を保存しているとみなされる（改正外為令附則 2）。そのため、所定の方法で「すでに本人確認を行っていること」を確認すれば、本人確認が不要となる。

(3) 暗号資産の売買等の媒介等に関する暗号資産交換業者による事後報告

改正により、暗号資産交換業者に対して、暗号資産の売買・交換の媒介等に関する事後報告義務が課された。具体的には、2022年6月1日以後、3,000万円相当額を超える暗号資産の売買・交換の媒介等を行った場合、20日以内に所定の報告書を日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない(改正外為法55の3②、改正報告省令13⑤⑥、附則2)。

報告書はオンラインで提出可能であり、月中の取引を一括して翌月20日までに報告することも可能である。

5. 暗号資産交換業者に求められる対応

今回の見直しにより暗号資産交換業者に求められる主な対応として、以下のものがある。

- ①顧客の本人確認
- ②顧客の支払等が許可の対象でないかの確認
- ③暗号資産(3,000万円相当額超)の売買・交換の媒介等の事後報告(2022年6月1日以後の取引から)

このうち①と②について補足する。まず、①により、顧客の支払等に係る暗号資産の移転や、顧客と暗号資産に関する一定の契約を締結する際、顧客の本人確認義務が課されることになる。ただし、それぞれ本人確認が不要な場合が定められており、また、経過措置により、施行前に犯収法の取引時確認を行っていれば本人確認が不要となる場合がある。

加えて、暗号資産交換業者が以下の行為を行う場合は、すでに犯収法に基づく取引時確認(本人特定事項の確認)の対象となっている(犯収法4①、別表、犯収法施行令7①一ヨ～レ)。

- ①暗号資産の売買・交換(継続的又は反復して行う場合)を行う契約の締結
- ②暗号資産の売買・交換の媒介等(継続的又は反復して行う場合)を行う契約の締結
- ③暗号資産の売買・交換又はこれらの媒介等に関して、利用者の金銭の管理をすること
- ④他人のために暗号資産の管理をすること
- ⑤暗号資産(10万円超)の売買・交換
- ⑥暗号資産(10万円超)の売買・交換の媒介等
- ⑦顧客等の暗号資産(10万円超)を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為

そのため、新たに顧客の本人確認が必要となる場合は、居住者である顧客が非居住者から暗号資産(10万円超)を受領する場合等、限定的と考えられる¹⁴。

次に、②により、顧客の支払等が許可の対象でないかの確認義務が課されることになる。許可の対象となる支払等は、一定の制裁対象者に対する暗号資産の送付や一定の制裁対象者からの

¹⁴ 非居住者である顧客に暗号資産を貸し付ける契約を締結する場合は、原則として、新たに顧客の本人確認が必要となるが、4(2)(ウ)で述べたように、本人確認済みの顧客の場合は本人確認は不要。

暗号資産の受領などが該当する。そのため、暗号資産交換業者は、顧客が暗号資産を送付したり受領したりする場合、暗号資産の送付先や送付元が制裁対象者に該当しないか確認する必要がある。

暗号資産の送付先や送付元も自社の顧客であれば、暗号資産交換業者はその顧客が経済制裁対象者かを確認することが可能と考えられる。一方、顧客が暗号資産を送付したり、受領した場合で、暗号資産の送付先や送付元が自社の顧客でない場合は、その顧客から送付先や送付元に関する情報を取得する¹⁵などの方法により、送付先や送付元が経済制裁対象者でないか確認することが考えられる（なお、名目上の送付先、送付元の背後に制裁対象者が存在する可能性などには留意が求められよう）。

(以上)

¹⁵ いわゆるトラベルルールを導入した、日本暗号資産取引業協会の自主規制規則「[暗号資産交換業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則](#)」により、暗号資産交換業者は利用者（顧客）から（他の暗号資産交換業者等が管理するアドレス宛に）暗号資産の移転の依頼を受けたとき、受取人の氏名等を利用者から取得しなければならない（同規則6②）。一方、暗号資産交換業者が自社の利用者宛てに暗号資産の送付を受けた場合で、（送付元の）暗号資産交換業者等から送付人等の情報を受け取らなかった場合、送付人に関する情報で合理的に取得可能なものを取得するよう努めなければならない（同規則6⑬、附則2②）。